

射撃場周辺 鉛汚染防止指針 環境省



全国の射撃場周辺で鉛の弾丸による環境汚染が問題になっていることを受け、環境省は2005年度から2年計画で、射撃場周辺の汚染状況調査と、汚染防止のための指針づくりに乗り出します。

鉛は飲み水などから摂取すると、脳障害や貧血などを起こす可能性があり、現在は各射撃場や各自治体が独自に対策を取っています。また、現在は射撃場の構造について安全上の基準はあるものの、環境保全上の基準は設定されていません。調査は全国で約20カ所の射撃場を選び、土壌や地下水中の鉛濃度を測定します。

また散弾の散乱状況も調べる予定です。

さらに汚染土壌の除去や無害化の方法、環境汚染を引き起こさないよう地面をアスファルトで固めたり、散乱防止の壁を設けたりするなど、射撃場の構造基準を作成する予定です。

資料:2005年1月17日付 埼玉新聞

機器分析箇所 竹下 尚長

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

